

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## ／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、お客様、株主、地域住民及び従業員等ステークホルダーと共存共栄できるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の向上を図ることを重要な経営課題の一つとして認識しております。また、経営の透明性・健全性を確保するため社外監査役及び社外取締役を選任し、経営監視機能の強化を図っております。

#### [コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

##### [補充原則1-2 ④]

当社は株主総会への出席または書面による議決権行使制度を採用しておりますが、現状の株主構成においては議決権行使に大きな支障はないと考えており、議決権の電子行使は実施しておりません。

また、当社の株主における海外投資家の比率は、現在極めて低い状況にあり、現状その株主構成から、招集通知の英訳についても実施しておりません。

今後については、議決権の行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率等の動向を見て検討してまいります。

##### [補充原則3-1 ②]

当社の株主における海外投資家の比率は、現在極めて低い状態であることから、英語での情報の開示・提供については現在行っておりません。今後の機関投資家や海外投資家の比率を考慮しながら検討してまいります。

##### [補充原則4-1 ②]

当社は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであると認識しており、3か年の中期経営計画を策定し、その目標達成に向け企業グループ全体で経営戦略や事業戦略の遂行に取り組み、毎年、計画の見直しを行っております。しかしながら、業種柄、社会情勢や経済情勢等による計画の変動も大きいことから中期経営計画の開示は行っておりません。今後については開示を行っていく方針であります。

今後開示を行った際には、その実現に向け最善の努力を払うとともに、中期経営計画の進捗状況について把握・分析を行い、決算説明会等にて株主に対し説明を行う予定であります。

中期経営計画と業績に乖離が生じた場合には、その原因等を十分に分析のうえ株主に説明するとともに、次期の中期経営計画に反映していく予定であります。

##### [原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外取締役の独立性判断基準を策定・開示しておりませんが、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たした独立社外取締役の候補者を選定しております。

##### [補充原則4-11 ③]

当社は、独立性の高い社外取締役や社外監査役から取締役会の運営に関する意見を積極的に取り入れ、取締役会の実効性の確保に努めておりますが、現時点においては各取締役による自己評価と、取締役会全体の実効性の分析・評価については実施しておりません。取締役会の機能を向上させるという観点から、今後実施することを検討しておりますが、その具体的な評価方法も含め、詳細については検討してまいります。

##### [補充原則4-14 ②]

当社では、変化する情勢・法令等に対応するため、取締役・監査役に対して、新たな知識の習得や情報収集等を目的とした外部団体主催の各種セミナー等への参加を推奨しており、その際の費用については当社にて負担しております。しかしながら、現状取締役・監査役に対するトレーニングの方針として明確に定めたものは無く、今後につきましては、必要性について検討してまいります。

##### [原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、IR掌管取締役を選任し、経営企画室をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、四半期に一度決算説明会を開催するとともに、逐次スモールミーティングや個別面談等を実施しております。

また当社は、株主や投資家との建設的な対話を促進するためには、当該株主・投資家との信頼関係の構築・維持が重要であり、そのために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)を積極的に開示する等、経営戦略や経営状況について、当社ホームページを通じ、積極的に情報開示を行っております。

なお、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針の策定及び開示については、今後の検討事項と致します。

##### [原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は、現時点において中期経営計画を公表しておりませんが、日常のIR活動を通して、事業の活動内容や方向性に関してできるだけ具体的に分かりやすく説明するよう努めております。

今後においては、収益目標として売上高、営業利益、営業利益率等の目標値を提示し、収益目標達成のための戦略及び施策を開示するとともに、決算説明会等を通じて、目標達成に向けた具体的な施策を説明していく方針であります。"

#### [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

〔原則1－4. いわゆる政策保有株式〕

当社は現在、政策保有株式を保有しておらず、原則として政策保有目的の株式の取得は行わない方針であります。今後、政策保有株式を保有するに至った場合には、政策保有の方針、目的及びその合理性等についてコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて説明を行う予定であります。

〔原則1－7. 関連当事者間の取引〕

当社は、関連当事者との取引については、原則として行わない方針であります。しかし、何らかの理由でやむを得ず関連当事者との取引が発生する場合は、当該取引の開始前に取締役会にて審議を行い、承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を敷いております。

〔原則3－1. 情報開示の充実〕

- (i) 当社の企業理念等を当社ホームページ、決算説明資料にて開示しております。
  - (ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて開示しております。
  - (iii) 取締役及び監査役の報酬等については、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、各役員の貢献度や業績を考慮した上で、今後の経営戦略を勘案し取締役会にて決定しております。
- なお、上記内容については有価証券報告書にて開示しております。
- (iv) 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、それぞれ豊富な経験と高い見識を有し、取締役・監査役の職務と責任を全うできる人材で、かつ人格に優れた者を候補者として選定し、取締役会にて決定しております。
  - (v) 取締役・監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

〔補充原則4－1 ①〕

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会、各事業分野毎の最高執行責任者・会議体・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っており、その概要については、当社ホームページ及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しております。取締役会においては、経営の基本方針ならびに法令・定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容及び範囲については「取締役会規程」にて定めております。

上記取締役会決議事項以外の業務執行に関わる決議事項については、決裁権限基準に、取締役会・代表取締役・担当取締役・担当執行役員・各部門長等の権限を明確に定め、当該基準に基づき、それぞれの決定機関・決定者が審議・決裁を行っております。

〔補充原則4－11 ①〕

当社における取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方及び取締役の選任に関する方針・手続きについては、取締役候補の指名に関する考え方と同様であり、原則3-1(iv)に記載のとおりであります。

これらについては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しております。

また当社では、効率性の高い経営システムを推進していくための適正な規模を考慮し、現在は社内取締役5名、社外取締役3名(うち、独立社外取締役1名)、社外監査役3名(うち、独立社外監査役1名)をそれぞれ選任しております。社外取締役の3名はそれぞれ法律問題に精通している弁護士、労務問題の専門家、及び企業経営に精通した他社の代表取締役を務める者であります。また、監査役は公認会計士・税理士やCSRコンサルタント、豊富なビジネス経験を有する者で構成されており、健全で持続可能な成長が図れるように、取締役会全体としてのバランスに配慮しております。

〔補充原則4－11 ②〕

当社の取締役・監査役には、他の会社の役員を兼務している者もおりますが、その数は合理的な範囲にとどまっており、当社における業務に支障等は生じておりません。

なお、当社は毎年、全取締役・監査役の兼任状況について確認を行ったうえで、株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 〔大株主の状況〕 更新

| 氏名又は名称               | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------|----------|-------|
| 渡辺 隆                 | 872,000  | 14.53 |
| 永野 良夫                | 475,800  | 7.93  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 362,100  | 6.03  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 344,000  | 5.73  |
| 旭ダイヤモンド工業株式会社        | 300,000  | 5.00  |
| 第一カッター興業従業員持株会       | 282,200  | 4.70  |
| 第一カッター興業株式会社         | 260,260  | 4.33  |
| ダイヤモンド機工株式会社         | 240,000  | 4.00  |
| 富国生命保険相互会社           | 200,000  | 3.33  |
| エイアイユー損害保険株式会社       | 200,000  | 3.33  |

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

-----

3. 企業属性

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分               | 東京 第二部          |
| 決算期                       | 6 月             |
| 業種                        | 建設業             |
| 直前事業年度末における (連結) 従業員数     | 100人以上500人未満    |
| 直前事業年度における (連結) 売上高<br>更新 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数         | 10社未満           |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

-----

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

# // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

### [取締役関係]

|                                          |        |
|------------------------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数                               | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期                               | 2 年    |
| 取締役会の議長                                  | 社長     |
| 取締役の人数 <small>更新</small>                 | 8 名    |
| 社外取締役の選任状況 <small>更新</small>             | 選任している |
| 社外取締役の人数 <small>更新</small>               | 3 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small> | 1 名    |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 関本隆史 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 原田英治 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 松田文子 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                                        |
|------|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関本隆史 | ○    | ---          | 関本隆史氏は、弁護士として法律問題及びコーポレートガバナンス問題全般に関して幅広い知識と経験を有しているため、経営適正化の観点から当社に必要な人材であると判断し、第48回定時株主総会において社外取締役として選任いたしました。<br>なお、同氏は取引所の定めるガイドラインに抵触せず、一般株主との間に利害相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指名いたしました。 |

|      |  |      |                                                                                                                          |
|------|--|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原田英治 |  | ---- | 原田英治氏は、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営を客観的な視点で監督していただくとともに、経営全般に関して助言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの体制強化に寄与していただけるものと判断して選任いたしました。 |
| 松田文子 |  | ---- | 松田文子氏は、労働科学分野の専門家として幅広い知識と豊富な経験を有しており、主として労働安全衛生に係る助言を頂くことにより、当社の経営を適切に監督していただけるものと判断して選任いたしました。                         |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

### 【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数  | 5名     |
| 監査役の数      | 3名     |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、明治アーク監査法人と監査契約を締結しております。  
 監査役、会計監査人、内部監査室は、各々が独立した立場で監査を実施する一方、監査計画の協議・調整、調査結果の報告、情報・意見の交換を行う等連携を深め、監査体制の強化を図る体制を整備しております。  
 また、監査役は定期的に内部監査に同行して、実地に内部監査の状況を把握しております。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況              | 選任している |
| 社外監査役の数 <span>更新</span> | 3名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数  | 1名     |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 吉田孝行 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 泉貴嗣  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 林晃司  | 公認会計士    |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
  - m その他

### 会社との関係(2)



| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                            |
|------|------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉田孝行 | ○    | ----         | 吉田孝行氏は、経営全般に関する幅広い知識と経験を有することにより、コーポレート・ガバナンスの観点から当社に必要であると判断し、選任しております。<br>なお、同氏は取引所の定めるガイドラインに抵触せず、一般株主との間に利害相反の生じる恐れがないと判断した結果、独立役員として指名しました。 |
| 泉貴嗣  |      | ----         | 泉貴嗣氏は、CSR（企業の社会的責任）の教育・研究を行い、CSRコンサルタントとして活動していることから同氏がCSRに関する幅広い知識と経験を有することにより、当社に必要であると判断し、選任しております。                                           |
| 林晃司  |      | ----         | 林晃司氏は、公認会計士・税理士として税務・会計全般に関して幅広い知識と経験を有していることから、当社の経営適正化の観点から必要な人材であると判断して選任いたしました。                                                              |

#### [独立役員関係]

|                        |    |
|------------------------|----|
| 独立役員の人数                | 2名 |
| その他独立役員に関する事項<br>----- |    |

#### [インセンティブ関係]

|                                                |         |
|------------------------------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況                      | 実施していない |
| 該当項目に関する補足説明<br>現状、特に、インセンティブを与える必要性を感じておりません。 |         |
| ストックオプションの付与対象者                                |         |
| 該当項目に関する補足説明<br>-----                          |         |

#### [取締役報酬関係]

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の) 開示状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 個別報酬の開示はしていない |
| 該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span><br>2017年6月期の取締役の報酬等の額6名 72,507千円、監査役3名19,500千円<br>(1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。<br>(2) 報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額10,250千円(取締役6名分8,750千円、監査役3名分1,500千円)が含まれております。<br>(3) 平成13年9月26日開催の当社第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内(但し、使用人給与は含まない。)とご決議頂いております。<br>また、平成28年9月27日開催の当社第49回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内とご決議いただいております。 |               |
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | あり            |

取締役の報酬につきましては、報酬限度額の範囲内で、会社の業績及び取締役の貢献度に応じ、決定しております。

### [社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役に対しては、予め取締役会の議題について十分にその内容を把握して頂くため、取締役会の開催に先立って資料を配布することとしております。また、過去に開催された取締役会の資料や議事録を格納した取締役会データベースを構築し、社外役員全員がアクセスできる環境を整備しております。

さらに、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに会社は当社の使用人から監査役補助者を任命するものとしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

本書提出日現在、当社のコーポレートガバナンス体制の概要は、下記のとおりであります。

### 1. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、8名で構成されております。取締役会は、経営の要となる重要な意思決定機関と位置づけ、活発な討議により、迅速かつ適切な経営意思決定を行い、経営責任の明確化を心掛け競争力のある効率的な経営を目指しております。取締役会規程に基づき、月1回の定例会、月次決算報告及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、当社の重要な経営事項を審議・決定するほか、取締役の業務執行を監視しております。

### 2. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されております。監査役会は、独立的及び中立的立場から経営及び業務執行を監視する機関と位置づけております。監査役会規程に基づく年度監査計画に則り、会計監査、取締役の業務執行の監査を行う体制を整備しております。

### 3. 内部監査

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長が実施しております。内部監査は、内部監査実施要領に基づき、内部監査室長が内部監査計画を立案し、内部監査実施計画書により実施し、各部署の所管業務が法令、定款及び規程に従い、適切かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上を図っております。

### 4. 会計監査

当社は会社法上の大会社に該当しないため、会計監査人の選任は起こっておりませんでした。金融商品取引法の監査につきましてはアーク監査法人(現・明治・アーク監査法人)を監査公認会計士等に選任しており、業務を執行した公認会計士の氏名につきましては、次のとおりであります。なお、平成20年12月の株式会社ジャスダック証券取引所(現 株式会社東京証券取引所)の制定した「上場会社の企業行動に関する規範」に基づき、平成22年9月22日の株主総会にてアーク監査法人(現・明治・アーク監査法人)を会計監査人として選任しております。

指定責任社員 島田 剛維

指定責任社員 松島 康治

(注) 継続監査年数につきましては、全員7年以内のため、記載を省略しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は従来は社外監査役のみを選任し、社外取締役は選任しておりませんでした。2015年9月25日に開催された第48回定時株主総会において、社外取締役1名を新たに選任し、2016年9月27日に開催された第49回定時株主総会においても再任しております。

また、2017年9月27日に開催された第50回定時株主総会において、新たに社外取締役2名を選任しております。

高度な専門性と高い独立性を兼ね備えた社外取締役が業務意思決定機関である取締役会に加わることで、コーポレートガバナンスの維持・向上が図れるものと考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|               | 補足説明                                                                                                          |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう毎年株主総会の約1ヶ月前に招集通知を発送しております。2017年定時株主総会においては、招集通知の発送に先駆け、株式会社東京証券取引所のTDnetにおいて早期掲載いたしました。 |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                                                             | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 毎年、第2四半期決算及び年度決算終了後に決算説明会を開催し、社長から経営の概況や経営方針について報告・説明を行っております。                                                                   | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算短信・四半期決算短信、その他適時開示資料をホームページに掲載しております。<br><a href="http://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/">http://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/</a> |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 情報提供機能の強化を目指し、経営企画室にてIR機能を担っております。室長以下3名で対応しております。                                                                               |               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                  | 補足説明                                                                                       |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 地球市民の一員として環境負荷の削減を常に意識しております。具体的には、ウォータージェットはつり工法やプラチナコンクリートフロア工法においてカーボンオフセット認証を取得しております。 |



## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役が法令及び定款・規程並びに企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、教育・研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- (2) 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に従い、法令に定める職務のほか、経営基本方針・経営戦略その他重要な業務意思決定を行う。また、取締役会は、取締役の職務執行の法令・定款への適合性を確保するため、取締役の職務執行の監督を行う。
- (3) 取締役の業務執行の状況は、監査役監査規程に従い、監査役会による監査を受ける。
- (4) 社会の秩序を乱し、企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他関係を一切持たない。
- (5) 「内部通報者保護規程」を設け、組織的又は個人的な法令等違反に関する役員及び従業員からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正を図る。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る以下の重要な文書（電磁的記録を含む）等は、法令及び文書保存規程に従い、関係する資料とあわせて適切に保存・管理するものとともに、必要に応じて取締役及び監査役による閲覧に供する。  
取締役会議事録、株主総会議事録、社内の重要な会議体の議事録、契約書、稟議書等
- (2) 「企業機密管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に基づき、機密情報の管理を徹底するとともに、適時開示すべき情報については積極的に開示する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」及び「情報システム管理規程」を制定し、教育研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
- (2) 内部監査室は、リスクアプローチの監査を行い、リスクを発見した場合には、速やかに代表取締役へ報告し、適切な措置を取る。
- (3) 当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部アドバイザーと連携して、速やかな対応を取り、被害を最小限にとどめる。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、週に1回執行役員を加えたミーティングを開催する。
- (2) 取締役会にて決定された事項を執行するために、本部長、支店長、営業所長及び部長からなる合同会議を月1回開催する。
- (3) 必要に応じて組織規程、業務分掌規程を見直し、各取締役における業務執行の効率化を図る。
- (4) 中期経営計画及び年次予算を策定し、毎月予算実績管理を行う。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「内部通報者保護規程」を設け、使用人は、法令・社内規程その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見又は自らの不注意により行った場合は、速やかに内部監査室に報告する。報告・相談を受けた内部監査室は、報告・相談者の氏名等については、本人の了解なく明らかにしない。また、報告・相談者が報告・相談したことにより、不利益を被らないようにする。
- (2) 内部監査室は、使用人の業務執行について定期的に内部監査を実施し、是正措置を勧告するとともに、代表取締役及び監査役に活動状況を報告する。
- (3) 管理本部が中心となり、コンプライアンスの教育を行い、使用人のコンプライアンス意識の向上に努める。

### 6. 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「グループ会社管理規程」を制定し、子会社の経営内容の把握及び内部統制の整備を行う。
- (2) 内部監査室は、子会社における業務の適正化を図るため、子会社の内部監査を行う。
- (3) 当社の取締役又は使用人を子会社の取締役、監査役として派遣し、子会社の業務執行、監査を行う。
- (4) 子会社の経営戦略、業務執行に係る重要な意思決定及び業務執行の状況について、毎月定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。
- (5) 当社に「グループ会社内部通報者保護規程」を設け、内部通報制度を受け付ける制度を導入する。

### 7. 監査役会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、会社は速やかに当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
- (2) 監査役補助者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

### 8. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「当社グループの取締役及び使用人等」という。）が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役は、取締役会、合同会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告できる機会を設ける。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人等は、当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、直ちに監査役会に報告する。
- (3) 当社の監査役は、独立性を持ち、いつでも必要に応じて、各部署に赴き、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

### 9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の監査役へ報告を行った者に対し、不利益な処遇及び不当な処分等の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人等に周知徹底する。
- (2) 内部通報制度を利用した者を含め、当社の監査役へ報告を行った者は、不利な取扱いを一切受けず、また、不利な取扱いを行った者は、就業規則により懲戒に処する。

### 10. 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (2) 監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用及び専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。
- (3) 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、所定の手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。

#### 11. 財務報告に係る信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
- (2) 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を評価するとともに、不備が発見された場合には、必要な是正措置をとり、経営の公正性・透明性の確保に努める。

#### 12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会と内部監査室、会計監査人間の相互連携により、監査役監査の実効性を確保するとともに、社外監査役と常勤監査役との情報共有を図ることにより、外部の視点からの経営監視機能を確保する。
- (2) 内部監査室は、監査役会の要請に従い、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- (3) 社外監査役として、企業経営・CSR（企業の社会的責任）に精通した経験者を招聘し、取締役等業務執行者からの独立性を確保する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況は以下のとおりであります。

- 1. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。
- 2. 当社は、「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力との関係断絶を明記し、コンプライアンス研修等を通じて役員及び使用人にこれを周知徹底する。
- 3. 反社会的勢力に対する対応の主管部署を管理本部とし、社内関係部門および外部専門機関との協力体制を整備する。
- 4. 取締役及び使用人は、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、主管部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立する。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

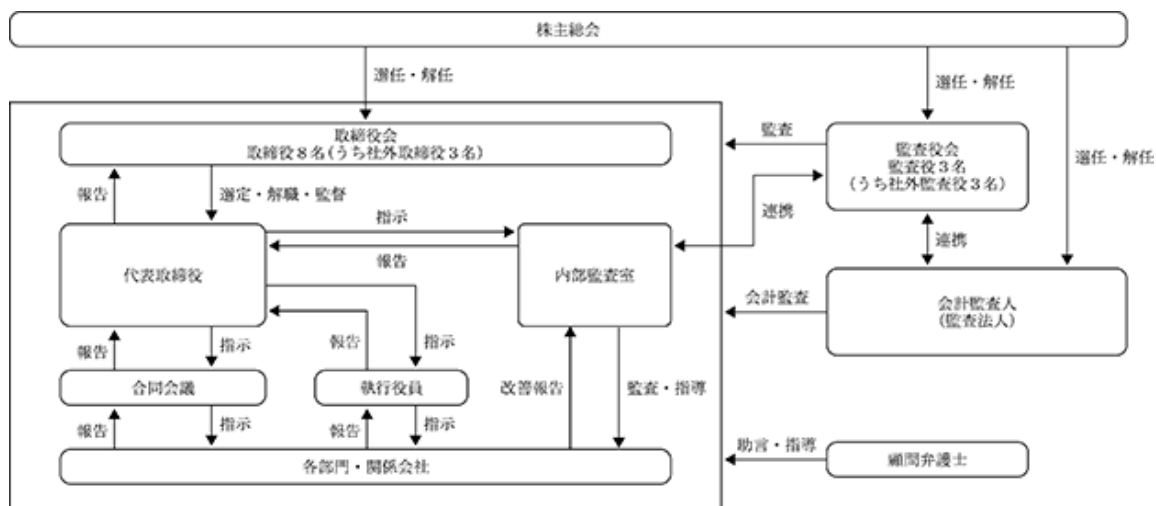
買収防衛策の導入の有無

なし

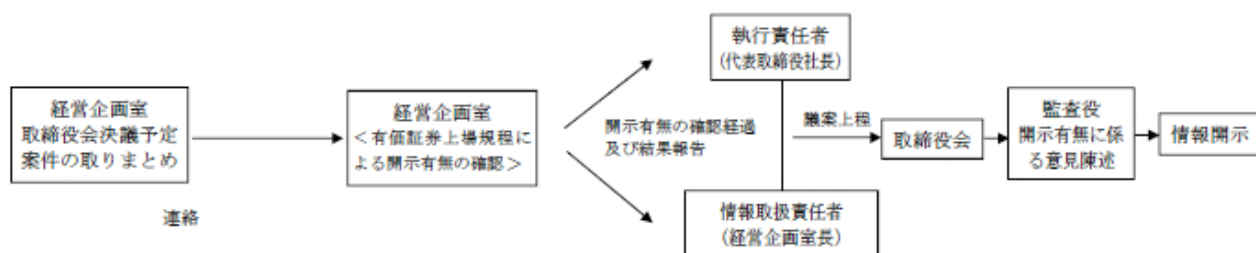
該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

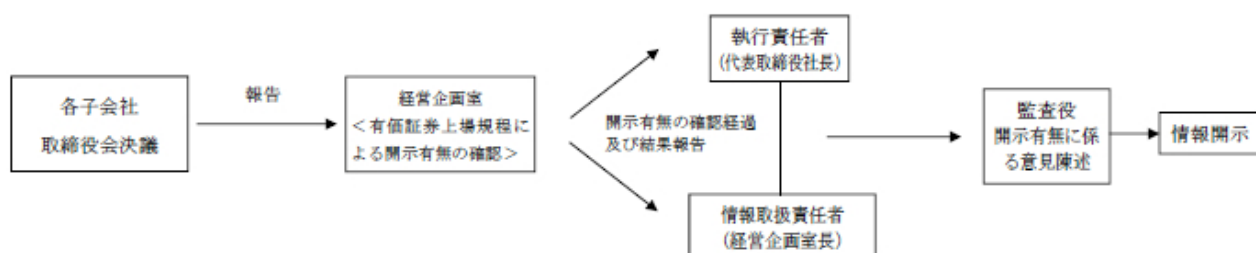
当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は下記のとおりでございます。



<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>

